

文学研究科 日本文学専攻

氏名	河田 翔子
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	甲第7号
学位の日付	令和5年3月14日
学位授与の要件	学位規則 第4条 第1項該当(課程博士)
学位論文題目	中世説話研究—古記録・古注釈を中心に—
論文審査委員	主査 教授 中川 博夫 副査 教授 伊倉 史人 副査 早稲田大学教育・総合科学学術院教授 田淵 句美子

内容の要旨及び審査結果の要旨

『今昔物語集』『宇治拾遺物語』等の中世の説話集あるいは『平家物語』の主に読み本系諸本に代表される軍記物語中の説話(的言説)等は、既に文学テキストとして認知されている。本論文は、それらに比べて、現在までに古典文学研究上にはさほど顧みられることがなかった漢文体の史料や日記等の古記録の類や、『古今集』『伊勢物語』の古注釈の類の中に、新たな「説話」文学の可能性を探ろうとする試みである。方法としては、中世に成立した古記録・古注釈を対象とし、記主の表現方法の特徴や各古注釈の素性を検証して、そこに見える説話的要素を考察するものである。

本論文の構成を目次で示す。各末尾の()内は初出誌および所収予定書。

序章

第一章 古記録の説話—『看聞日記』を対象として—

第一節 「戸開閉」の怪異説話をめぐって

はじめに

- 一 『看聞日記』にみる「戸開閉」と「怪異」
- 二 平安・鎌倉期の記録・史書にみる「戸開閉」
- 三 記録・史書以外の資料の「戸開閉」

おわりに

(『鶴見日本文学』二一、平二九・三)

第二節 葉に詩歌を書くこと

はじめに—『看聞日記』の柿の葉に和歌を書く記事—

- 一 「葉に書く」和歌
- 二 『伊勢集』柿の葉に和歌を書く
- 三 「葉に詩を書く」説話

四 「葉に詩を書く」漢籍の影響

五 「葉に詩を書く」連歌資料

おわりに

(『国文鶴見』五一、平二九・三)

第三節 『看聞日記』における貞成の評言—「呵法沙汰」の解釈をめぐって—

はじめに

一 「呵法(苛法)」の語意

二 古記録に於ける「呵法(苛法)」の用例

三 『看聞日記』に於ける「呵法」の用例

おわりに

(『鶴見日本文学会報』八六、令二・三)

第二章 古注釈の説話一本説を以て説く古今注を対象として—

第一節 勸修寺本「古今和歌集注」論続貂

はじめに—勸修寺本「古今和歌集注」とは—

一 勸修寺本「古今集注」所引の『古今集』本文

二 依拠する注説について—顯昭説と定家説—

三 「真観流古今集注」説の再検討

四 宮内庁書陵部蔵「古今集抄」所引「聞書」部の〈真観説〉との比較

おわりに

(『国文鶴見』五四、令二・三)

第二節 大和国武蔵野異聞—中世古今集注・伊勢物語注から人情本まで—

はじめに—『古今集』一七番歌と『伊勢物語』第十二段所収歌の異同—

一—一 中世に於けるAみさご説

一—二 近世に於けるAみさご説

二—一 中世に於けるB安世説

二—二 近世に於けるB安世説

三 『和漢三才図会』に於けるAみさご説・B安世説の併記

四 江戸逢坂の地名由来譚C玄及藤説

五 『江戸名所図会』に於けるAみさご説・B安世説・C玄及藤説の併記

おわりに—人情本『其小唄恋情紫』牛込の奇談として—

(『国文鶴見』五三、平三一・三)

第三節 小松帝説話をめぐって

はじめに

一 古今注に於ける小松帝説話

二 伊勢注に於ける小松帝説話

三 正徹口伝の小松帝説話

四 常光院流に於ける小松帝説話

五 百人一首注に於ける小松帝説話

六 『塵塚物語』に於ける小松帝説話

おわりに

(『古典文学研究の方法と対象』令五・五、花鳥社、印刷中)

以下に、この順を追って、本論文各論の概要を記しながら論評を加えていくこととする。

序章は、古典文学研究上の術語である「説話」「説話集」「説話文学」の類の来歴と定義を簡潔に説明する。明治近代には「説き語ること。説明して聞かせること」（『角川古語大辞典』「説話」項）という、「説話」の字義どおりの意味であったものが、文学に関わる学問的語彙として定着するのは、『今昔物語集』が文学研究の対象として認められ、国語の教科書等にテキストとして採用されてゆくのと軌を一にするとする。そして、「説話集」の語は、芳賀矢一『攷証今昔物語集 天竺震旦部』（富山房、一九一三年六月）冒頭に「今昔物語は我が国の最古最貴の説話集である」と「書かれた頃から、学問的に定着した」（『日本古典文学大辞典』（岩波書店）「説話集」項。西尾光一）ことを確認する。同時に、「しかし、その内容や範囲は始めからはっきりしていたわけではなく」「研究の進展にともなって次第に拡充され、今日にいたっている」（同上）という、昭和五十九年（一九八四）時点での見解は、現在でもなお有効であると指摘する。

「神話・伝承・昔話・世間話・逸話・打聞話・思出話・歴史話・有職話・仏教話・詩歌話・芸能話・童話その他、口承もしくは書承によって伝承されたさまざまな話を集録した書物」である「説話集」は、「時としては、記録そのもの、見聞談の形をとったもの、作り物語の断片のようなものなど」（同上）を含んでいる。そういった「説話」を集めた、「説話集」の性質に従えば、その研究は、対象を、既に文学テキストとして認知されている、例えば『今昔物語集』『宇治拾遺物語』『古今著聞集』『十訓抄』『沙石集』等々といったいわゆる文学テキストの説話集や説話に限るべきではないことは当然であると言う。史・資料の中の不思議譚や驚異譚や応報譚や教訓譚等々を、全て「説話」と認めるべきであるのか否かの答えは、「説話」の本質的な曖昧さ故に簡単ではなく、「説話」とは何か、を探りながら、史・資料中の「説話」的要素を探りつつ、それらを「説話」の定義に還元していくことを積み重ねていくしかない、と主張するのである。

この主張に間違いはないが、現在の研究は、既に説話集以外の幅広いテキストを対象として展開し、かつ仏典や漢文学にも及んでいることを、より大きく視野を広げて認識することが求められるであろう。それでも、本論文の、あまり顧みられることがなかった古記録と古注釈の類に基づいて、新たな「説話」を探ろうとする意図は、よく了解されるところである。

第一章「古記録の説話—『看聞日記』を対象として—」は、室町期の古記録である伏見宮第三代貞成親王即ち後崇光院の日記『看聞日記』を対象として、記主貞成の表現方法の特徴を明らかにし、そこに見える説話的要素を考察する。

第一節「「戸開閉」の怪異説話をめぐって」は、『看聞日記』内に「戸開閉」（建造物の戸が自ら開く現象）が「怪異」と記されることに注目し、記主貞成が「戸開閉」をどのような現象と捉えていたかを解き明かす。平安・鎌倉期の記録・史書の『小右記』『中右記』、『玉葉』『吾妻鏡』には、多く神社仏閣の「戸開閉」の例が見え、「いずれも御トや奉幣使等の対象とされてはいるが」、それらを「怪異」と明記する例は見られず、他方で、説話集・縁起・軍記等につけば、「戸開閉」説話にはいくつかの類型があり、多くは「神仏の意志・力が関連付けられて描かれている」と言う。『看聞日記』中の「戸開閉」を「怪異」と記す67例を精査し、貞成が「戸開閉」を災いの前兆とも捉え、それを「怪異」と表

現していたと指摘する。また、『看聞日記』以前の平安・鎌倉期の記録・史書に見える「戸開閉」の例を検討し、明示的には「怪異」と記さないまでも、平安・鎌倉期でも「戸開閉」が災いの前兆と解釈されていたことを明らかにする。さらに、記録・史書以外の文献では、「戸開閉」が神仏の意志・力と関連付けられて描かれていることを挙証する。以上から、貞成は、「戸開閉」を通して神仏の意志・力を意識し、それらが後に現世へ何かしらの影響を及ぼす前兆と捉え、「戸開閉」を「怪異」と記したのではないかと結論する。

そもそも『看聞日記』は、猿楽・狂言・平家語り等の芸能や、和歌・連歌・歌壇史等に関わり、貴重な資料として幅広く活用されて、もとより伏見宮や貞成研究の側面からも重要視されてきたものではある。そこから、「戸開閉」という一見変哲もない事象に焦点を当てて説話的要素を抽出して史的定位を行ったことは、一つの成果である。同時に、『看聞日記』自体の表現の特質に迫り、貞成の思考法的一端なりを究明した意義は小さくないであろう。

第二節「葉に詩歌を書くこと」は、最後の勅撰和歌集『新続古今集』の和歌所開闔の常光院（満願寺）堯孝から柿の葉に書いた和歌を献上された貞成が、「(略)常光院参、垂水郷文書正文持参、支証明鏡之間無_レ力、訴訟可_レ閣之由仰_レ之、其礼一献分〈三百疋〉献_レ之、田向にも同致_レ礼云々、退出之時自_二路次_一献_二一首_一、柿葉ニ書_レ之、／けふよりぞ千代もあふがん伏見山竹のそのふのふかきめぐみを／彼家代々歌人也、遺風尤幽玄也、殊柿葉ニ書之条有_二其例_一、令_二感嘆_一、(略)」(看聞日記・応永三十・四・二)と記すことに着目する。なぜ柿の葉に和歌を書くことが感嘆に値するのか、そもそも植物の葉に詩歌を書くという行為にどのような意味があるのかを考察する。その過程で、男が過去に懇意にしていた女の許へ「柿の葉」の紅葉に書いた歌を贈る例(『伊勢集』冒頭)や、女官の詩を見て恋慕した男が「柿の葉」に唱和の詩を書きやがて二人が夫婦となるという説話(『俊頼髓脳』『今昔物語集])の例があることを指摘する。先行研究の鈴木元「紅葉のふみ一年中行事歌合の一首から一」(『室町連環 中世日本の「知」と空間』勉誠出版、二〇一四年十月所収)等が言うように、後者の「柿の葉」説話は、唐代以降の漢籍や連歌資料にも類話が見え、元は中国で生まれた説話が日本に伝来し、やがて連歌の世界でも享受されたのであろうことを再確認する。一方で、「柿の葉」に歌を書く例を博搜して整理し、①恋歌、②恋歌(恨みごと)、③七夕、④仏前供養・釈教、⑤前栽合に分類する。その上で、和歌を書く葉の植物の種類と和歌の内容とが関連付けられ、各植物の葉に和歌を書き付けることによって、その和歌の趣向や主張をより効果的に強調する意識が見えることを明らかにする。『看聞日記』の堯孝詠も、貞成に対する「ふかきめぐみ」と「柿」とを響かせ、貞成に対する尊崇の念の深さをより強く表したものであると読み解く。以上から、堯孝が「柿の葉」に記した和歌に込めた貞成に対する尊崇の深甚が、特に貞成を感嘆させたのではないかと結論するのである。

特殊な和歌の記し方は、例えば柱に刻み記した和歌が結果として辞世になるといったような説話的要素をはらみやすいことはよく知られているが、漢文体日記中の例に焦点を当てて、その意味するところを読み解こうとしたことは評価できる。ただし、この例は、一種の歌徳説話と言ってもよいとすれば、和歌の類例の分類を見直す必要があるし、さらに類縁の多種多様な和歌の記し方を博搜する必要がある。それがより説得力のある考察を導くと期待されるのである。本節最後に「今後さらに、葉に書いた和歌の例を探り、歌の

趣向・主意と葉（植物）の名や性質との関係性を考えていきたい。また、より多くの説話・漢籍・連歌資料等を調査して、葉に詩歌を書くことの文学的・文化的意義を明らかにしてみたい。」という言を、単に論文のむすびの常套に終わらせることなく、さらに追尋することを求めたい。それは、末尾に付した〈葉に詩歌を書く〉関連資料（成立年代順）、即ち本節で扱った中国唐代から日本室町までの一覧を、量と質の両面でより拡大・充実させていくことと表裏であり、その実現は非常に有益な研究資料の整備となり得るであろう。

第三節『看聞日記』における貞成の評言―「呵法沙汰」の解釈をめぐる―は、『看聞日記』中の、庭田氏と田向氏との墻相論記事に於ける貞成の評言の意味を考察する。当該記事は、年来庭田家のものとされていた墻に対して「我墻」と主張した田向長資が、激昂の末に件の墻を破壊したという内容で、貞成は長資の行為を「呵法沙汰」と評するのである。この貞成の評言は、先行研究では、「呵法」ではなく「阿呆」と解されたり、「法をまげるようなやり方」と解されてきた。その再検討を試みる。「呵法」の語は、古文書では厳しい年貢取立等を愁訴する訴訟文等で「激しい責め・督促」の意で用いられるが、古記録に於いては様々な物事に対する「要求・催促・督促」の意で用いられる例があることを指摘する。さらに、『看聞日記』内の当該記事以外の「呵法」の用例を調査し、これも「激しい要求・催促・督促」の意と解せるものであることを明らかにする。以上から、墻相論記事に於いて貞成は、「呵法沙汰」という評言を用いて、長資の墻破壊という行動を敷地規模修正への「激しい要求・催促」だと評したのではないかと論じる。

小論だが、先行研究の、「阿呆」説は誤りであることを明確にしたことは一つの進展である。しかし、「法をまげるようなやり方」の解釈が、「激しい要求・催促」の解釈と、截然と弁別できるのかが、必ずしも明確ではない。それでも、記録や史料の語彙にこだわり、用例を整理して検討した姿勢自体は評価できる。語彙の定義は、幅広い研究の基盤であるので、さらなる追究が必要であろう。

第二章「古注釈の説話一本説を以て説く古今注を対象として」は、中世に成立の『古今和歌集』の注釈書であるいわゆる「古今注」の内、片桐洋一『中世古今集注釈書解題（二）』・『同（五）』（赤尾照文堂、一九七三年四月・一九八六年一月）が、「本説を以て説く古今注」としたものを主な対象として、そこに見える説話的要素を考察する。

第一節「勸修寺本「古今和歌集注」論続貂」は、「勸修寺本古今和歌集注」（「勸修寺本」）を対象とする。この名称は、片桐洋一が『中世古今集注釈書解題（五）』で、京都大学文学部古文書室（国史学研究室）の勸修寺文書中に収められた『古今和歌集注』（江戸前期頃写）に与えた呼称で、伝本は京都大学本の他に、九州大学附属図書館音無文庫蔵『古今和歌集注』（文化八年（一八一）写）が知られるのみであったが、鶴見大学図書館に蔵された『古今和歌集注』（江戸前期頃写）が三本目として確認された。この新出伝本である鶴見大学図書館蔵本（函架番号：911・1351・K 貴）を対象として、同本歌注の四季部を中心に考察を加える。従来勸修寺本は、真観流の注釈書とされるが、「反御子左派研究のために重要な資料群」（浅田徹解題『古今集注釈書影印叢刊（三）古今集素伝懐中抄』勉誠出版、二〇一〇年十月）等と紹介されるに留まり、詳しい考証はなされていない。勸修寺本所引『古今集』本文ならびに注説の内容を精査し、同本は二条家流の手による古今注ではないと推察する。さらに、勸修寺本の注説と、宮内庁書陵部蔵「古今集抄」所引「聞書」

部に「真観御房」の説とされる〈真観説〉とを比較し、同本を直ちに真観流の注釈書と見なすことはできない、と主張する。末尾に「勸修寺本・顕昭古今集注・顕注・密勘・僻案抄における『古今集』被注歌一覧（四季部）」と「勸修寺本が依拠する歌学書一覧—顕昭古今集注・顕注・密勘・僻案抄—（四季部）」の一覧表二編を添付する。これは、労作であるばかりでなく、論述を円滑に進める基礎となり、かつ論述に説得力をもたらしていると言える。

説話的要素を内包する中世古今注を取り上げて、本文と内容両面からその素性を究明している。説話的要素を文学作品の古注から剔出する試みの一環ではあるけれども、そこに留まらずに、和歌分野研究の問題として、古今注諸書の性格に関わる従來說を糺した意味は極めて大きいと言ってよい。ただし、むしろこの成果を、説話研究にどのように還元することができるかが、今後の課題となるであろう。

第二節「大和国武蔵野異聞—中世古今集注・伊勢物語注から人情本まで—」は、中世の古今注と『伊勢物語』の古注（「伊勢注」）および近世の名所記・地誌類と人情本に見える「大和国武蔵野説」について考察する。大和国武蔵野説とは、『古今集』の「春日野は今日はな焼きそ若草の妻も籠れり我も籠れり」（春上・一七・読人不知）が、『伊勢物語』（十二段・一七・女）では初句を「武蔵野は」とする、この異同をどうにか解釈しようとして作られたと思しき説で、その内容は、大和国春日野の中に武蔵塚という塚があり、その周辺を武蔵野と呼ぶというものである。まず、中世古今注・伊勢注および近世名所記・地誌類を精査して整理し、同説は、武蔵塚を「（小野）みさご」という架空の人物の墓とする説「Aみさご説」、桓武天皇皇子良峯安世の墓とする説「B安世説」に大別できることを明らかにする。また、これらが近世に至ると、地名由来譚として名所記・地誌類に取材されていくことを指摘する。Aみさご説は、江戸の名所記・地誌類では、美女「玄及藤（さねかずら）」との悲恋が付加されて、言わば江戸逢坂の地名由来譚「C玄及藤説」となるが、そのAみさご説とC玄及藤説は、天保七年（一八三六）刊の人情本『其小唄恋情紫』そのこうたひよくのむらさきに江戸牛込の「奇談」として受け継がれることを指摘する。中世古今注・伊勢注に端を発し、地名由来譚として近世名所記・地誌類へと享受された大和国武蔵野異聞が、さらに地名由来譚から「奇談」へと変容し、人情本にまで享受されていったことを明らかにする。

中世から近世まで、文学作品の古注から名所記・地誌類までを視野に入れて、説話の要素を析出する。その際、「武蔵野は」の形の当該歌を収める、『俊頼髓脳』『袖中抄』や『色葉和難集』といった院政期と鎌倉期の歌学書あるいは『歌枕名寄』といった類題集、さらには延慶本『平家物語』といった軍記物語に触れていないことは不審である。それらには捨うべき記述はないのだとしても、各書の注釈・研究論文に一切言及しないのは、研究史の見落としの批判にも繋がりがねないので、補正が必要である。それでも、断片的な説話の要素を析出し、本文に即した客観的な態度で、話型を分類したことは、説話研究の言わば王道の成果と言ってよい。とすれば、「このように、大和国武蔵野異聞は、徐々に変容を遂げながら、時代を越えて享受されていくのである。」という結語の、「時代を越えた「享受」の様相のさらなる博搜を、右に記した諸書・諸分野も併せて行い、それらの史的連続を生んだ動因や背景にも、息長く迫って行って欲しいところである。巻末附録である、鎌倉時代から江戸時代までの「大和国武蔵野異聞（付、C玄及藤説）収載文献一覧表」の拡充を、第一章第二節の「葉に詩歌を書く関連資料」の場合と同様に期待したい。

第三節「小松帝説話をめぐって」は、「本説を以て説く古今注」（片桐洋一『中世古今集注釈書解題（二）』）とされる「弘安十年古今集歌注」（「弘安十年注」）を初めとした中世古今注や伊勢注・百人一首注等の諸書に見える小松帝説話について考察する。特に、小松帝説話を通じて、古今注・伊勢注・百人一首注諸書の関係性を明らかにしつつ、それらの注説を伝えた各流派の関係を追求すべく、その手掛かりを得ることを試みる。「小松帝説話」とは、光孝天皇即位の際、御所へ迎えの車を遣わしたところ、周辺に生えていた松が車を避けたので、同天皇を「小松帝」とも称す、という話である。「弘安十年注」以下の数種の古今注や伊勢注は、『古今集』二一番歌詞書中ならびに『伊勢物語』第百十四段の「仁和の御門（みかど）」とは「仁和帝」と称される光孝天皇のことであると、さらに同天皇を「小松帝」とも称すと記し、その本説として小松帝説話を記すことを指摘する。また、『百人一首』一五番歌の出典が『古今集』二一番歌であることから、百人一首注にも同様に小松帝説話が記される場合があることも指摘する。数種の古今注・伊勢注・百人一首注や、常光院流の注釈書『臥雲日件録抜尤』の正徹口伝の記事、および『塵塚物語』といった、小松帝説話を載せる諸注諸書を対象とし、同説話の比較を通じて、それら諸注諸書間の交流の有無を検証する。その結果として、次の四点を示唆・主唱する。第一に、古今注の「毘沙門堂本古今集注」・「光広奥書本古今集秘抄」・「曼殊院本古今秘注抄」（正しくは「曼殊院本古注」とあるべき）・「古今和歌集三条抄」、伊勢注の「十卷本伊勢物語注〔冷泉家流〕」、百人一首注の後陽成天皇『百人一首抄』と後水尾天皇『百人一首抄』所引「或秘抄」との間には、交流があった可能性がある。第二に、古今注の「弘安十年注」、伊勢注の「書陵部本伊勢物語抄〔冷泉家流〕所引「或本」部」・「東海大学付属図書館桃園文庫蔵伊勢物語註」との間にも、交流があった可能性がある。第三に、常光院流では、堯恵の古今注「延五記」・公夏の伊勢注「志能夫数理〔陽明文庫本〕」に小松帝説話が見え、おそらく公夏は、古今注として堯恵から聞いた同説話を自身の伊勢注に記したものと考えられる。第四に、『臥雲日件録抜尤』の正徹口伝と『塵塚物語』の小松帝説話は、伊勢注の「書陵部本伊勢物語抄〔冷泉家流〕本体部」のそれと近く、特に「書陵部本伊勢物語抄〔冷泉家流〕本体部」と『塵塚物語』の両書は非常に近い関係にあると考えられる。以上の四点である。

明らかにすることのできなかつた「課題は多々ある」ことを自ら認めているように、ここで扱っている諸作品とその研究分野は、中世から近世までにおよぶ広範な注釈史・文化史に関わる、一筋縄ではいかない課題を含むものである。そこに挑む研究姿勢を、大いに評価したい。「今後は小松帝説話のような比較検証が可能な注説を見つけて、今回取り上げた古今注・伊勢注・百人一首注や諸書に於いてそれらがどのような関係性にあるのかを調べ、小松帝説話の様相と比較検証したい。そして、それらを蓄積し、流派間の交流の有無や、流派内の継承の在り方を明らかにしていきたい。」と言うむすびを、これも単なる見通しとすることなく、今後これが、確かに本格的な研究の進展を期待させるのに足る論であったことを証して欲しい。

本論文は、古記録と古注釈を対象に文献学の方法で、「説話」を闡明する試みである。

国文学研究の対象は狭く限定されるべきではなく、その方法は頑なに固陋であってはならないことは言うまでもないが、説話研究のように百年程前に始発し、五、六十年程前か

ら本格化した比較的新しい分野に於いてさえ、既に周知の対象と確立された方法を超えて、新たな領域を切り拓くことは容易ではない。本論文は、従来から重要な史料として活用されてきた『看聞日記』という古記録と、ここ三、四十年で一気に博搜と整理が進んで広く認知されてきた中世古今注と伊勢注を対象にして、類縁作品と比較し、本文を精読するという当然視されつつ意外に励行されない方法を取って、企まずしてかもしれないけれども、漢文体の古記録や今日の目からは荒唐無稽な古注釈の中に説話を見出すという、新たな説話研究の可能性を示しているのである。そのことは評価してよいが、それよりも、一見すると文学とはかけ離れたように見える古記録の漢文や古注釈の言説を、正面から読み解こうとする姿勢と、その際に当然ながら、本文の校合や用例の博搜を閑却せずに履行する態度こそが、より高く評価されるべきであろう。記述は細部に及んで主観を排し、特に巧むところのない素直な文体も、学術論文として好ましいと言える。引用本文や付注もおおむね適切・的確であった。

総じては、文献学的実証主義の方法を貫きながら、表現の内実の意義を究明する目的は、本論文各論では、一先ず奏功していると言ってよい。

反面に、これまでむしろ一般的な説話文学作品や他分野の文学作品を対象とした研究には能動的に従事してこなかったことが、本論文に於けるいわゆる説話文学作品を主対象とした文学史や研究史の見渡しや、説話文学会に属する説話文学研究者の現今の研究状況の把握の不足になって顕れている印象が否めない。外部の関係分野の学会・研究会への参加がここ三年ほどの社会状況によって阻まれていることも少しは影響しているにしても、それを言い訳にすることは許されない。今後は、より積極的に開かれた研究環境に身を置いて、多くの研究者との交流を図ることが必要であろう。もとより、標準的な説話文学作品に向き合いながら、説話文学史や説話文学研究史を勉強することが、よりいっそう求められよう。また、説話文学のみならず他分野の作品を精読し、さらに広く国文学史や国文学研究史とそれらの研究に精通することも重要であろう。新たな研究で個性を発現することが研究者一般の姿勢であるにしても、それは、数多の幅広い勉学・研究の蓄積の上に成り立つものであることは言うまでもなく、それを強く認識することを促したい。

ともあれ、自明に文学的価値を有する訳ではない、古記録や古注釈を対象に、地道な資料の検証と整理を施して考察を積み重ねた個別の各論の中で、「説話」の本質的特徴の一端に具体的に迫ろうとした本論文は、その対象も方法も成果も、高く評価されて然るべきであると考えるのである。

最終試験の結果

良好であった。

審査結果

以上の審査の結果、当該論文は、博士（文学）の学位を授与するのに相当であると認められる。